

第 1 2 回原子力委員会臨時会議議事録（案）

1. 日 時 1999年2月26日（金）10:30～11:50

2. 場 所 委員会会議室

3. 出席者 藤家委員長代理、依田委員、木元委員

（事務局等）科学技術庁

原子力局

政策課 坂田課長、中川

原子力調査室 森本室長、板倉、村上、池亀

廃棄物政策課 青山課長、千原、川上

原子力安全局

核燃料物質輸送対策室 田村室長、臼井

資源エネルギー庁

原子力産業課 鈴木課長、山崎

原子力発電管理課 木原

運輸省

海上技術安全局検査測度課 辻危険物審査官

吉誦専門委員

4. 議 題

（1）総合エネルギー調査会原子力部会中間報告案について

（2）輸送容器に対する安全規制の充実強化について

（3）その他

5. 配布資料

資料1-1 主な放射性廃棄物の処理処分対策

資料1-2 総合エネルギー調査会原子力部会中間報告（案）「高レベル放射性廃棄物処分事業の制度化のあり方」のポイント

資料1-3 総合エネルギー調査会原子力部会中間報告（案）

資料2-1 輸送容器に対する安全規制の充実強化について

資料2-2 使用済燃料輸送容器データ問題に対する具体的取組について

資料2-3 核燃料輸送容器の安全審査の強化について

資料3 第11回原子力委員会定例会議議事録（案）

6. 審議事項

（1）総合エネルギー調査会原子力部会中間報告案について

標記の件について、通商産業省より資料1-1、資料1-2及び資料1-3に基づき説明があった。これに対し、

・実施主体の形態としてはどのようなものを想定しているのか。

(通産省) 法的根拠のある法人形態を想定している。行財政改革との関連もあるが、法的に顔の見える形態であることが必要。実施主体は技術的に優れている必要があるので、核燃料サイクル開発機構、電力会社、地質調査所等から技術移転、人的支援が必要。内部及び外部からのチェックが重要であり、実効性ある内部チェックが行える組織が必要。

- ・原子力部会の検討、取り組みは評価できる。今後、報告書の理念を実行に移す際や立地過程の進展に伴い生ずるであろう課題に真摯に対応していく必要がある。
- ・原子力委員会としても高レベル放射性廃棄物処分は非常に重要な課題と認識。特に、処分場立地や処分場と立地地域との共生など重要な課題があるが、今後の検討はどうなるか。

(通産省) 処分場立地は難しい課題であり、地元との関係を法的にどう捉えるかという課題もある。2000年通常国会への新規法案提出を想定しているが、まずは、予算措置を要する実施主体のあり方および費用の合理的見積りについて、先行して議論した。今後、制度設計を行い、秋頃に議論を行いたい。

- ・本件は原子力委員会としても極めて重要な課題と考えており、今後とも折りにふれ進捗状況を報告して欲しい。
- ・実施主体の活動は、立地から操業までは非常に動的な性格を有するが、操業後は静的な性格となり、両者の乖離が大きい。この落差を埋めるためにも操業開始までに国の関与すべき部分は大きいのではないか。

(通産省) 今回の原子力部会の審議は処分懇談会の議論を受けて行ったもの。処分事業の中で、立地、安全審査及び安全確保が難しい課題。部会においては、操業終了後、管理のみとなった場合の立地地域との共生のあり方を検討し、費用的な手当を検討すべきとの議論もあった。

- ・実施主体設立は、設置法によるものか。

(通産省) 実施主体の設置法のみではなく、事業法あるいは処分法を想定している。

- ・処分事業を具体化していく上で責任の明確化が必要である。実施主体が法的な根拠を持つものである以上、オーガナイザーとしての責任も国にある。

(通産省) 国、電気事業者、実施主体がそれぞれ全力を尽くすことが大切。

- ・国、事業者のみならず、国民にも消費者としての責任を汲み取ってもらいたい。
- ・高レベル放射性廃棄物処分は重要な課題であり、今後一層の議論の進展を望む。

等の質疑応答及び委員の意見があった。

(2) 輸送容器に対する安全規制の充実強化について

標記の件について、輸送対策室より資料2-1、通商産業省より資料2-2、運輸省より資料2-3に基づき説明があった。これに対し、

- ・審査指針は、これまでISO9002に準拠してなかったのか。

(輸送対策室) ISOは外から品質管理の体制を判断する基準であり、今後は製作

方法の審査時の指針とする。申請者が品質管理体制を構築することが重要である。

- ・発注者の責任が明確になった点は評価できる。
- ・原子力の40年の実績を踏まえて、今後の規制は考えられるべき。従来、規制にあたっては、全てオーダーメイドと考えられていたが、型式承認のような規制も考えるべきではないか。規制のあり方が諸外国と比べ厳しい場合、輸入障壁となり、問題になるのではないか。

(輸送対策室) 輸入障壁とならないためにも、ISOを基準として採用することが適当。

- ・顧問会をどの様に見直すのか。

(輸送対策室) 新たに品質管理等の専門家に参加してもらう。

- ・安全規制と品質管理とどう仕分けるか。

(輸送対策室) 安全規制は国が行い。品質管理は事業者が取り組むもの。

- ・現在は当事者責任の時代であり、原子力40年の実績を踏まえた合理化が重要。
- ・ISOの資格を取得している場合は、そのまま基準をクリアしたこととするのか。

(輸送対策室) ISO取得を許認可の要件にする訳ではない。

- ・受注会社はISOを取得しておくとう利になるだろう。
- ・通産省と運輸省において、他の分野の規制及び品質管理はどのようなになっているのか。

(通産省) 当省においては様々な産業保安の規制を行っているが、航空機製造事業法等、システム面の審査・検査をするものもある。

(運輸省) 船舶の分野では国際条約でハード面からの規制がなされているが、船舶の運行管理についても、条約でISO9000の概念を取り入れた基準が定められている。

- ・原子力は他に比べ規制が厳しいようだが、一般社会の意識がそれを求めていることも理解している。

等の委員の意見及び質疑応答があった。

(3) 議事録の確認

事務局作成の資料3第11回原子力委員会定例会議議事録(案)が了承された。